

I. 除染の進捗について

1. 除染の仕組みの整備

- 放射性物質汚染対処特措法は本年 1 月 1 日に完全施行。併せて関係政省令を整備。
 - ◆ 放射性物質汚染対処特措法施行令・施行規則を、昨年 12 月 14 日に公布。
 - ・廃棄物関係：指定廃棄物の指定基準、除染廃棄物の収集運搬基準、保管基準、最終処分基準等
 - ・除染関係：除染等の措置の基準、除去土壤の収集運搬基準及び保管基準等
 - ◆ 地域指定要件を定める省令についても、昨年 12 月 14 日に公布。本省令を踏まえ、昨年 12 月 28 日、福島県においては、除染特別地域として 11 市町村（4 市町村は一部地域）、汚染状況重点調査地域として 40 市町村（4 市町村は一部地域）を指定。

2. 「除染関係ガイドライン」・「廃棄物関係ガイドライン」公表等

- 上記の施行規則等を地方公共団体や除染実施者等に具体的かつわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。
 - ・廃棄物関係：指定廃棄物の保管、除染廃棄物の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準で構成。
 - ・除染関係：汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、除染等の措置、除去土壤の収集・運搬、除去土

壤の保管で構成。

- ・除染等業務従事者関係：被ばく測定線量管理方法、内部被ばく防止措置、安全衛生管理体制等で構成。

3. 特措法の施行のための財政措置

- 特措法の施行等のための予算として、平成23年度第3次補正予算において2,459億円を措置。平成24年度当初予算においても4,513億円を計上。
- 市町村の除染実施計画策定に係る補助金については、交付要綱を策定・公表済み。除染の実施に係る補助金についても交付要綱を順次策定予定（法施行以前の取組についても遡及適用可能とする等、使い勝手の良いものとする予定）。

4. 福島環境再生事務所の開設

- 迅速かつ円滑な除染の推進に向け、本年1月1日の放射性物質汚染対処特措法の完全施行と併せ、福島県に福島環境再生事務所を開設。

II. 国直轄の除染関連事業の進め方について

1. 除染実証モデル事業【平成 23 年 11 月～】

- 警戒区域等の高線量かつ長期間無人の地域における、①新技術も含めた有効な除染方法、②作業員の安全管理の進め方、③モニタリング方法、等の知見を集めることを目的として、警戒区域等において除染実証モデル事業を実施。

11月28日～ 大熊町（大熊町役場周辺）／12月4日～ 葛尾村（葛尾村役場周辺）
／12月7日～ 川内村（貝の坂地区）、田村市（地見城地区）、川俣町（坂下地区）

／12月16日～ 浪江町（津島地区）／12月17日～ 飯舘村（草野地区）

※ その他の地域についても準備が整ったところから隨時除染作業開始

2. 先行除染事業【平成 23 年 12 月～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、除染作業に必要な資機材の保管や作業員の休憩場所等として活用する役場やインフラ設備等の先行的除染事業を実施。

12月7日～12月19日：自衛隊による役場の除染

（檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村）

1月末～：環境省による役場周辺施設、インフラ設備等の除染

3. 本格除染事業【平成 24 年 3 月末～】

- 除染実施について市町村と協議を進めつつ、平成 24 年 3 月末を目指し、準備が整った警戒区域・計画的避難区域の 11 市町村において、国による本格的な除染事業を順次開始。

（準備に必要な事項）

- ◆ 法定計画や優先的に除染を実施する区域等について、市町村と協議
- ◆ 線量測定、除染対象となる土地・建物等の状況調査（関係人の同意含む）
- ◆ 仮置場の確保（住民等説明含む）
- ◆ 個々の土地・建物の所有者、管理者、住民等からの同意取得 等

除染の推進に向けた今後の展開

特措法 施行	平成23年中	H24年1～3月	H24年度	H25年度
	政省令、ガイドライン策定	詳細モニタリングの実施	特別地域内除染実施計画の検討・作成	適切な運用
法定 計画策定				
モデル 事業		除染モデル実証事業	高線量地域を対象とした モデル事業	成果の活用(随時)
除染	自衛隊による除染 (拠点となる役場)	除染の実施 (インフラ設備を先行的に実施)	本格除染の 開始	除染の実施
仮置 場		設置場所等の検討、 自治体、住民の方々との調整	放射性土壤等の搬入(随時) 搬入	
除染	個別調査、計画策定、 対象地域の検討、自治体、住民の方々との調整	除染の実施		
仮置 場	設置場所等の検討、 自治体、住民の方々との調整	放射性土壤等の搬入(随時) 搬入	設置	
体制	福島環境再生事務所発足(60名超) (1月末には、本省及び実員で合計200名超)	人員の増強(200名超)		

III. 非直轄地域の除染について

- 幾つかの市町村においては、既に除染に係る計画を策定するとともに、除染が順次開始されているところ。

例：福島市（昨年10月中旬～）、伊達市（昨年10月中旬～）、いわき市（昨年12月中旬～）等

※これらの計画は、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日 原子力災害対策本部決定）に基づいて策定されたものであり、今後は特措法に基づく計画に移行予定。

- 他の市町村においても、法定の除染実施計画の策定に向け準備中。

※計画策定、関連調査及び除染作業にかかる経費等に対しては、国が費用を支出。